

いじめ対策基本方針

本校におけるいじめを防止し、早期発見し、効果的に対応するために「いじめ対策基本方針」を以下のように定める。

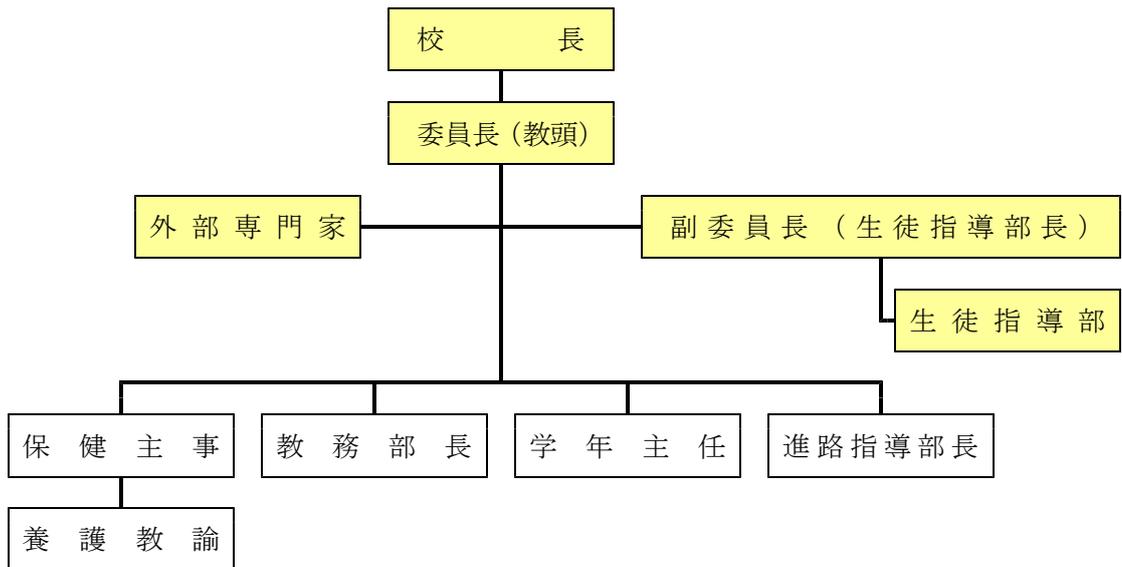
1 組織

校内に、いじめ対策のための組織「いじめ対策委員会」と、重大事態発生時の対応組織としての「いじめ特別委員会」を設ける。

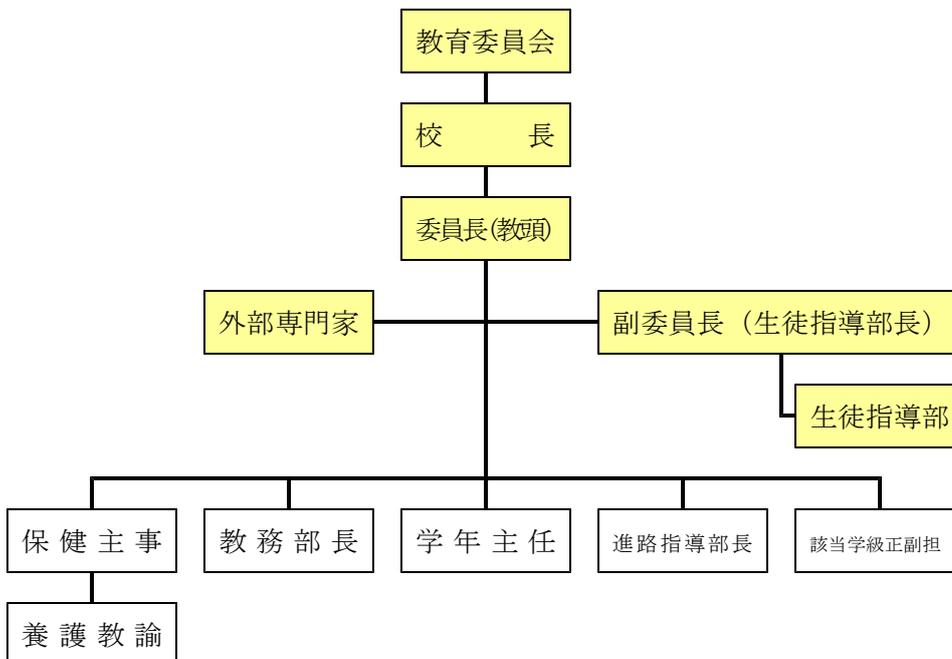
いじめ対策委員会は、いじめの防止、早期発見、事実確認、指導援助、関係機関との報告・調整、研修、評価を行う。

いじめ特別委員会は、重大事態発生の際、それに対する一切の対応を行う。

①いじめ対策委員会の構成



②いじめ特別委員会の構成（重大事態時）



2 年間計画と評価

いじめ対策委員会は、以下の観点から、いじめ防止と早期発見のための年間計画を作成し、全職員で共有する。また、学期ごとに評価を行い、必要であれば計画を見直す。評価についても、全職員で共有できる機会を設ける。

①いじめ防止

◎全職員

- ・「いじめのない学校を目指している」ということをあらゆる機会に生徒に伝えるようにする。
- ・ひとりひとりを大切にしたい、楽しい授業、わかる授業づくりを進める。
- ・教師の言動がいじめやいじめを助長することにならないように注意を払う。

◎学年

- ・いじめについての LHR や学年の特別活動を計画する。

◎保健主事・養護教諭

- ・「保健だより」や保健室での生徒との会話の中で、「命の大切さ」や「いじめのない学校づくり」を取り上げる。
- ・保健講話などで、いじめの問題を取り上げる機会をつくる。

◎生徒指導部

- ・いじめ問題を研修会などで積極的に取り上げる。
- ・教育相談研究会などに参加して研修したり、各種機関との連携を進める。
- ・生徒会行事を「いじめのない学校づくり」の場とするように、生徒会役員と連携する。
- ・教育相談の機会を増やすよう努める。
- ・日常的な指導にも、「いじめのない学校づくり」を意識的に取り入れ、「生徒指導部だより」や全体指導にも生かす。

◎教務部

- ・学校行事の場面を使って、いじめを取り上げる。
- ・「学校だより」などで、本校のいじめ対応方針などを外部にアピールする。
- ・学校評議委員や後援会と連携する。
- ・たのしくわかる授業実践のための研究の場を設ける。
- ・いじめ対策のための行事や LHR 設定に協力する。
- ・いじめについての校内研修を実施する。

◎進路指導部

- ・社会人としての関わりの中でいじめについて考えさせる機会を、進路講話、「進路だより」などで設ける。

◎管理職

- ・全校集会等でいじめについて触れる。
- ・学校の教育活動全体でいじめ防止のための人権教育等の推進に努める。
- ・いじめ防止のための職員や生徒の取り組みを応援する。

②いじめ早期発見

◎全職員

- ・生徒との信頼関係を構築し、生徒の変化を見逃さないようにする。
- ・生徒との雑談等で、悩みの把握に努める。

◎学年

- ・個人面談など、教育相談の機会を増やす。
- ・いじめについて生徒同士が話し合える機会を設ける。
- ・「いじめアンケート」の効果的活用を図る。

◎保健主事・養護教諭

- ・給食室や保健室での様子から、心配な生徒に声をかける。
- ・心配情報を担任と共有する。

◎生徒指導部

- ・定期的に「いじめアンケート」を実施する。
- ・教育相談週間を設定する。
- ・電話相談など相談できる外部機関の情報を周知させる。
- ・校内外巡視で異状の有無に気をつける。

◎教務部

- ・外部機関と連携し、心配情報の収集に努める。
- ・授業中の様子、欠席や成績状況から、心配情報を集める。

◎進路指導部

- ・「社会人として〈いじめを見たらどう対応すべきか〉」を機会を見て指導する。

◎管理職

- ・生徒、保護者、教員がいじめについて相談できる体制を整備する。
- ・教育相談の体制が適切に機能しているか、定期的に点検する。

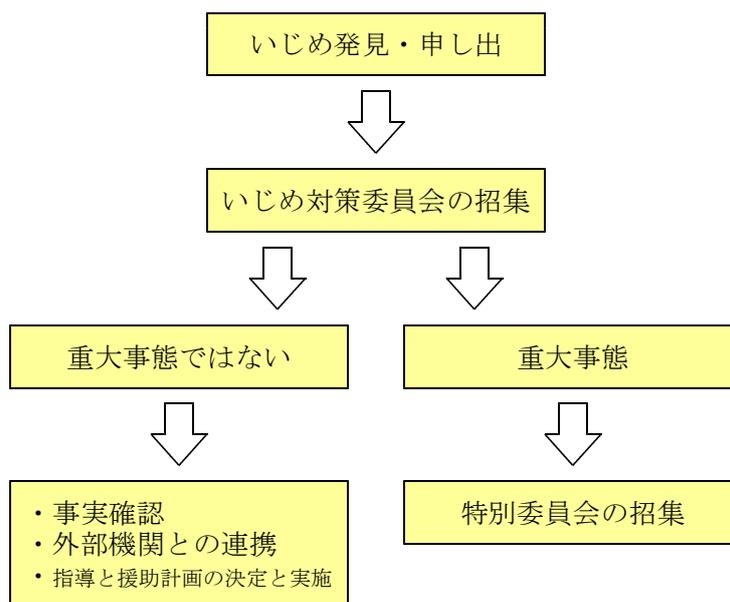
3 いじめ発生時の対応

いじめの発見や申し出（事実かどうかは関係ない）があった場合、職員はすぐに対策委員長に報告し、委員長はいじめ対策委員会を招集する。

いじめ対策委員会は、重大事態かどうかの判断をして、重大事態と判断された場合は、委員長はいじめ特別委員会を招集し、すべては特別委員会が対応する。

いじめを発見した場合、全職員は以下の観点により対応し、いじめ対策委員会は、それぞれの役割を果たす。

いじめ発生時の対応については、学期ごとに評価を行い、全職員で共有する機会を設ける。



①いじめ発見時の職員の対応

◎全職員

- ・いじめやいじめと疑われる行為を発見したら、直ちにそれをやめさせ、いじめ対策委員長（職員室）に報告する。
- ・生徒や保護者からいじめに関する情報があれば、真摯に受け止め、いじめ対策委員長に報告する。

◎学年（当該担任）

- ・当該担任は、全情報を共有すること。
- ・保護者と連携すること。
- ・生徒に対する支援を計画し実行すること。

◎養護教諭

- ・必要により、生徒と面談を行い、事情把握に協力する。
- ・生徒の支援について学年と協力する。
- ・外部のカウンセラーや相談機関との連携を行う。

◎管理職

- ・教育委員会など、外部機関への報告や対応を行う。

②いじめ対策委員会の業務

- ・事実確認 生徒指導部、養護教諭
- ・外部機関との連携 教頭、養護教諭
- ・指導援助の決定 委員会→職員会議
- ・保護者との連携 学年（当該担任）
- ・加害者指導援助 生徒指導部
- ・被害者指導援助 学年（当該担任）養護教諭

4 重大事態発生時の対応

いじめ対策委員会で発生したいじめが重大事態であると判断された場合は、委員長は、ただちにいじめ特別委員会を招集する。

重大事態の場合は、委員長は、すぐに教育委員会へ報告し、教育委員会の指示を受けて特別委員会が対応する。重大事態の場合、調査主体が教育委員会になる場合と、学校になる場合が想定される。

重大事態があった場合、特別委員会は、事後にその対応についての評価を行う。

①教育委員会が調査主体の場合

◎資料の提出など調査協力

- ・事実関係 生徒指導部、学級担任
- ・家庭状況 学級担任

◎教育委員会の指示に基づき対応

- ・保護者との連携 学級担任
- ・加害者指導援助 生徒指導部
- ・被害者指導援助 学年（当該担任）、養護教諭
- ・外部機関との連携 教頭

②学校が調査主体の場合

◎調査

- ・事実関係の調査 生徒指導部、学年（当該担任）、養護教諭
- ・生徒保護者への情報提供 当該担任、教頭
- ・教育委員会への報告 教頭

◎教育委員会の指示に基づき対応

- ・保護者との連携 学級担任
- ・加害者指導援助 生徒指導部
- ・被害者指導援助 学年（当該担任）、養護教諭
- ・外部機関との連携 教頭

附則 平成26年 4月 1日 施行
令和 4年 4月 1日 一部改正